

■■米子市有地を産廃処分場に提供してはならない10の理由■■

<参考資料>

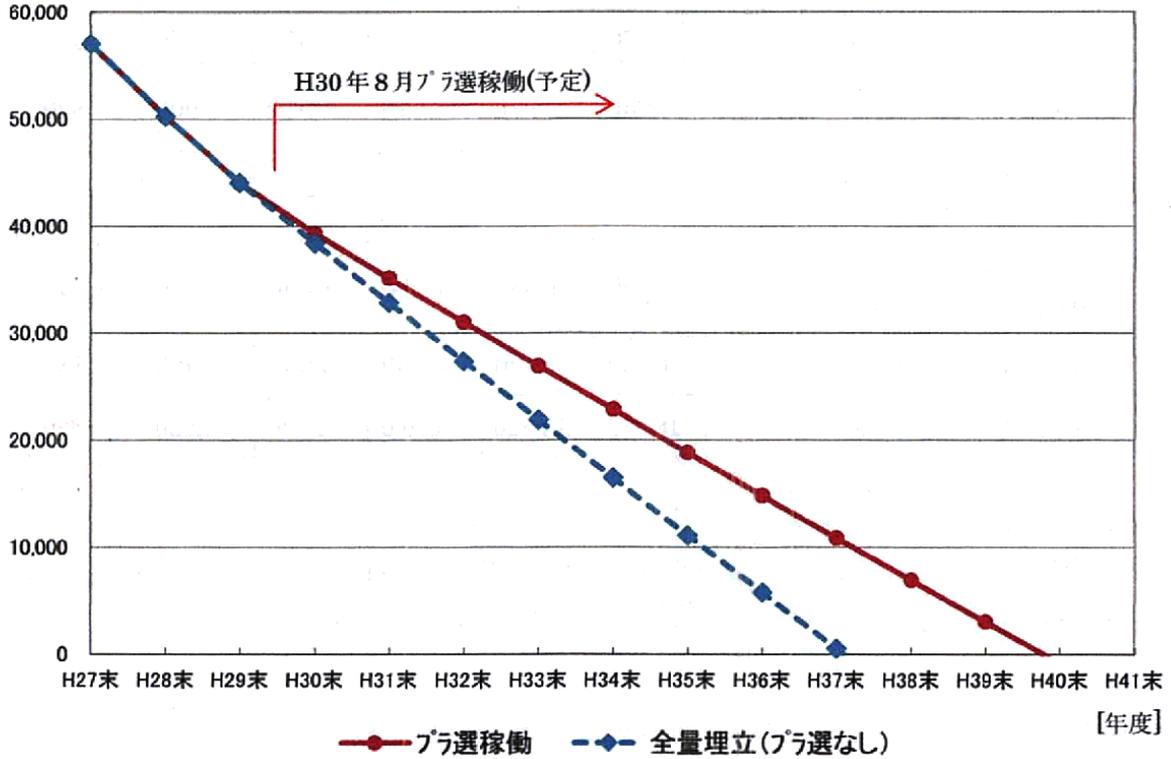
- 【1】 現在供用中の一般廃棄物最終処分場「あと10年程度」で満杯 …1
- 【2】 一般廃棄物の処理は市町村の責務 ……………2
- 【3】 環境基本計画に米子市の役割として、新たな（一般廃棄物）最終処分場の確保を明記 ……………3
- 【4】 新たな地に一般廃棄物最終処分場を建設するとした時の想定される費用 ……………4
- 【5】 産廃処分場計画地は、一般廃棄物最終処分場計画における「Ⅲ期計画」部分と重なる ……………5
- 【6】 旧淀江町は町有地（現米子市有地）を「一般不燃物及び土砂」を用いて埋め立てることに同意していた ……………6
- 【7】 市有地を目的外（一般廃棄物最終処分場用地以外）の使用禁止の約束 ……………7
- 【8】 一般廃棄物最終処分場全体計画（ⅠⅡⅢ期計画）に関して、地元の確認もなされていた ……………8
- 【9】 Ⅲ期計画は、旧淀江町と環境プラントの間では実施することを前提で進められていた ……………9
- 【10】 旧淀江町は、「町内地域に産廃処分場の適地はない」と公式回答していた ……………11

【1】現在供用中の一般廃棄物最終処分場「あと10年程度」で満杯

● ゴミ処理施設等調査特別委員会（2017年1月20日）の資料より

最終処分場使用年限

【埋立可能容量(m³)】



※「プラ選」とは

リサイクルプラザ及び境港市リサイクルセンターの不燃残渣から RPF 原料となるプラスチックを回収する施設

【2】一般廃棄物の処理は市町村の責務

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」より

第二章 一般廃棄物

第一節 一般廃棄物の処理

(一般廃棄物処理計画)

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

第一節 産業廃棄物の処理

(事業者及び地方公共団体の処理)

第十一条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

3 都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。

【3】環境基本計画に米子市の役割として、新たな(一般廃棄物)最終処分場の確保を明記

「米子市環境基本計画 2011-2020」より (p39)

2. 廃棄物の適正処理

米子市	<p>①廃棄物の適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○分別収集によって資源化を図り、焼却量を削減し、環境への負荷軽減に努める。 ○焼却施設からの排出ガス濃度を継続的に監視するとともに、法令及び自主規制値を厳守し、排出状況の測定結果を公表する。 ○一般廃棄物処理施設の効率的な運用を図る。 ○一般廃棄物処理施設の基幹的整備を実施する。 ○鳥取県西部広域行政管理組合と連携して焼却灰の適正処理と、新たな最終処分場の確保を図る。 ○広域可燃ごみ処理施設の設置を検討する。
	<p>②不法投棄防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関や地域住民と連携し、監視体制の強化を図る。 ○不法投棄多発地域をパトロールし、不法投棄物の早期発見・撤去に努める。
市民	<p>①廃棄物の適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○分別の徹底などごみの排出マナーを守り、分別収集に協力する。
	<p>②不法投棄防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不法投棄をしない、また不法投棄を発見したら市・警察へ連絡する。 ○土地所有者は、不法投棄されないよう防止に努める。
事業者	<p>①廃棄物の適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物・産業廃棄物の区分に基づいて、適正に処理を行う。 ○マニフェストにより、産業廃棄物の適正な処理・処分を行う。
	<p>②不法投棄防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業者選定を含めて、最終処分まで責任を持つ。 ○土地所有者は、不法投棄されないよう防止に努める。

【4】新たな地に一般廃棄物最終処分場を建設するとした時の想定される費用

「平成 26 年 1 月 15 日 正副管理者会議協議会」議事録より

18 ページの「(4)概算整備費用」でございますが、あくまで参考の額で
ございますが、オープン型では、延岡市の施設を参考にいたしますと約
39 億円、クローズド型は高知の施設を参考に約 45 億円でございます。

平成 26 年 1 月 15 日

「エコスラグセンター及び最終処分場のあり方についての検討結果報告書」より

(4) 概算整備費用

組合の想定する施設規模と同規模の施設の整備単価を基に、整備費用を試算し
た。なお、建設単価は、施設の立地、水文地質、型式、規模などにより大きく異
なり、現状での把握は困難であることから、参考値として試算した。

型式	施設規模 (m^3)	建設単価 ($\text{円}/\text{m}^3$)	整備費用	参考施設
オープン型	150,000	26,000	3,900,000 千円	延岡市 155,000 m^3 (山間)
クローズド型	150,000	30,000	4,500,000 千円	エコサイクル高知 115,000 m^3 (山間)

※ 初期整備工事費用のみとし、用地費用、各種委託費用及び周辺環境整備等付随
工事費用は含まない。

【5】産廃処分場計画地は、一般廃棄物最終処分場計画における「Ⅲ期計画」部分と重なる

米子市市有地、産廃処分場計画地、一般廃棄物最終処分場Ⅲ期計画



(市当局、環境管理事業センターの資料を元に、土光均議員が作成)

[Ⅲ期計画予定地]
 と明記



(環境プラント(株)作成パンフレット「暮らしと自然の融合」より)

【6】旧淀江町は町有地(現米子市有地)を「一般不燃物及び土砂」を用いて埋め立てることに同意していた

覚書(旧淀江町と土地改良区)

覚 書

淀江町土地改良区(以下甲と称する)と淀江町(以下乙と称する)は本日以下の通り合意し覚書を締結する。

- 1、乙は、甲が淀江町大字小波字泉原地内に計画している土地改良事業において、2工区と3工区の連絡道新設にあたり、乙の所有する下記の物件を甲もしくは甲の指定する者が、一般不燃物及び土砂を用いて埋め立てることに同意する。
- 2、甲の指定した者が実施する前項の埋め立て事業終了後、甲と乙は、乙の所有する前項で実施した埋め立て事業地内において土地の集団換地を行う。なお換地に関する細目は別途協議する。

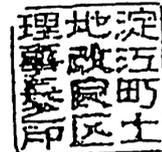
記

地名地番 西伯郡淀江町大字小波字泉原434-2
地 目 原 野
面 積 17,945 m²

以上の覚書を2通作成し甲、乙が1通づつ保有する。

平成 4年 5月 21日

[甲] 淀江町土地改良区
理 事 長 亀 山 大 吉



[乙] 淀江町
町 長 森 本 和 夫



【7】市有地を目的外(一般廃棄物最終処分場用地以外)の使用禁止の約束

開発協定書 (旧淀江町と環境プラント(株))

開 発 協 定 書

淀江町(以下「甲」と言う。)と環境プラント工業株式会社(以下「乙」と言う。)とは、環境プラント工業第2不燃物最終処分場の建設について次の通り協定する。

(開発事業の目的等)

第1条 乙は鳥取県西伯郡淀江町大字小波地内において、環境プラント工業第2不燃物最終処分場の建設(以下「開発事業」と言う。)を行い、もって鳥取県西部広域行政圏の衛生事業に寄与するものとする。

2、乙は、平成4年 月 日(第3条の同意のあった日)以後、すみやかに開発事業に関する工事(以下「工事」という。)に着手し、平成25年 3月31日までに工事を完了するものとする。

(協 力)

第2条 甲は、開発事業が円滑に行われるよう開発事業の実施に関する関係許認可事項等の指導、その他の協力をするものとする。

(開発事業実施計画)

第3条 乙は、この協定の締結後すみやかに開発事業実施計画(設計)を作成すると共に、これを甲及び関係地区住民に提出してその同意を得なければならない。これを変更するときも同様とする。

(土地の用途)

第4条 乙は、開発事業を実施しようとする土地を第1条第1項の目的以外の用途に供してはならない。

上記のとおり協定した証として、この証書2通を作成し、両者記名捺印の上各自その1通を保有する。

平成4年5月21日



甲 鳥取県西伯郡淀江町大字西原1,129番地1

淀 江 町

淀 江 町 長 森 本 和 夫



乙 鳥取県米子市高島130番地1

環境プラント工業株式会社

代表取締役 河 本 弘 文



立会人 鳥取県西伯郡淀江町大字西原1,129番地1

淀江町土地改良区

理 事 長 亀 山 大 吉



【8】一般廃棄物最終処分場全体計画(ⅠⅡⅢ期計画)に関して、地元の確認もなされていた

確 認 書

下記の通り、4者合同で行った会議の内容について確認し、これを証するため、本書4通を作成し、各自1通を保有するものとする。

記

- 1, 日時 平成8年2月1日(金)午後2時30分～
- 2, 場所 淀江町役場応接室
- 3, 議題 淀江第2最終処分場全体計画について
- 4, 内容 最終処分場の計画に関して、淀江町、淀江町土地改良区から、当初の計画通り、最も有効な処分場の跡地利用を考え、谷周辺が一体化するように計画を実行してほしいとの要望が出され、出席者全員がこの意向を確認した。

以 上

平成8年2月9日

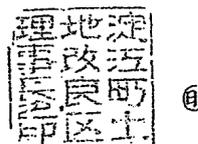
(淀江町)

鳥取県西伯郡淀江町大字西原1129番地の1
淀江町長 森本和夫



(淀江町土地改良区)

西伯郡淀江町大字西原1129番地の1
淀江町土地改良区
理事長 山根 淳



(西部広域行政管理組合)

鳥取県西部広域行政管理組合

事務局長 伊塚 勇



(環境プラント工業)

米子市高島130番地1
環境プラント工業株式会社
代表取締役 河本弘文



【9】Ⅲ期計画は、旧淀江町と環境プラントの間では実施することを前提で進められていた

＜平成9年8月28日 環境プラント(株)から旧淀江町への文書（抜粋）＞

町長	助 役	課 長	係 長	係 長	係 長	係 長

変更開発事業実施計画書

9166

平成9年8月28日

淀江町長 森本 和夫 様

協議者

住所 鳥取県米子市高島130番地1
 環境プラント工業(株)
 氏名 代表取締役 河本 弘文 ㊟

開発協定書第3条の規定により、変更開発事業実施計画を作成致しましたので、ご同意をお願い致します。

同意年月日	平成4年7月30日受企第42号		
開発事業の名称	環境プラント工業 第2不燃物最終処分場		
施工場所	鳥取県西伯郡淀江町大字小波字泉原434-2番地ほか8筆		
変更の理由	埋立て跡地を農地として利用する為、隣接地と高さを合わせて有効利用、土地改良事業2工区と3工区との連絡道路建設を有利な形状とするよう地元各関係者より申し入れがあった。 また、廃棄物の埋立て用(保護土)として、掘削残土をストックする為に、Ⅲ期計画部分申請に先立って覆土置場用地として開発面積の追加申請致します。		
変更内容	変更前	① 変更後	② Ⅲ期計画
	開発区域 39,606㎡	開発区域 43,164㎡	開発区域 57,664㎡
	埋立面積 28,267㎡	埋立面積 31,825㎡	埋立面積 52,125㎡
	埋立容量 443,942㎡	埋立容量 490,367㎡	埋立容量 836,145㎡

② 全体計画（Ⅲ期含む）

	開発面積	埋立面積	埋立容量（計画）
当初部分	39,606㎡	28,267㎡	443,942㎡
変更部分	3,558㎡	3,558㎡	54,123㎡
変更減			-7,698㎡
Ⅲ期計画部分	14,500㎡	20,300㎡	345,778㎡
計			836,145㎡

備考 覆土置場の開発面積分は、Ⅲ期計画分に含む。

当処分場建設にあたり、当初より、谷全体を埋立てる計画で進んでおりⅠ期工事、Ⅱ期工事に伴う変更工事の準備も整いました。

残るⅢ期工事については、県道建設等のからみもある為、実計画が出来ない状況にあります。

Ⅲ期計画に着工出来る状況が整った時点で、申請手続きを行いたいと考えております。

【10】旧淀江町は、「町内地域に産廃処分場の適地はない」と公式回答していた

＜環境管理事業センターからの問合せ＞

環 事 第 2 2 号
平成15年7月16日

各 市 町 村 長 様

財団法人鳥取県環境管理事業センター理事長

産業廃棄物最終処分場の候補地について（依頼）

候 補 地 の 要 件

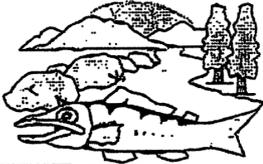
産業廃棄物最終処分場建設の候補地は、以下の要件を目安にして探してください。
なお、下記の要件は、条件によっては、必ずしも満足する必要が無い場合がありますので、少しでも可能性のありそうな候補地がありましたら、教えてください。

- 1 面 積： 約10～20ha程度のある程度まとまった土地。
（10ha以下または、20ha以上の土地でも、条件によっては候補地となる可能性がありますので、教えてください。）
- 2 地 形： 谷、または平地
（条件によっては、丘陵地も候補地としての可能性があります。）
- 3 周辺状況：（1）集落・住家等に隣接していない。

（2）飲用水源地、もしくは飲用水源地に隣接して直上流に位置しない土地。
（飲用水源整備の計画がある場合も同様です。）

（3）土石流危険渓流・地滑り地帯等の地形的な危険箇所でない。
（危険箇所の確認は、貴市町村の承知されている範囲で結構です。）

（4）連絡道路が近くにある。
（処分場への進入路は、必要があれば整備する予定ですが、道の無い山奥等では進入路建設費が膨大になります。）
- 4 土地状況： できれば、公有地などの地権者が少ない土地。



ファクシミリ発信票



淀江町

発信年月日	平成 15 年 8 月 12 日
送信先	(財) 鳥取県環境管理事業センター 山根 様 FAX 0857-26-3328
発信文書名	産業廃棄物最終処分地の候補地について (回答)
連絡事項	いつもお世話になっております。 このことについて、候補地はありません。 よろしく申し上げます。
発信枚数	B5 () 枚・A4 () 枚・A3 () 枚 計 - 枚 *本票のみ
発・信元	〒689-3492 鳥取県西伯郡淀江町大字西原1129番地1 淀江町役場 町民課 環境保全係 長谷川 真也 TEL 0859-56-3111 (代表) FAX 0859-56-5201
備考	